

## ②原子力災害からの復旧・復興

# 原子力発電所事故による避難指示について

23年12月以降、市町村ごとに順次、「避難指示区域」の見直し等を実施。

川俣町の区域見直し（25年8月7日原子力災害対策本部決定）をもって、避難指示が出された11市町村全てにおいて、区域見直しが完了。

これまでに、以下の市町村で避難指示区域が解除。

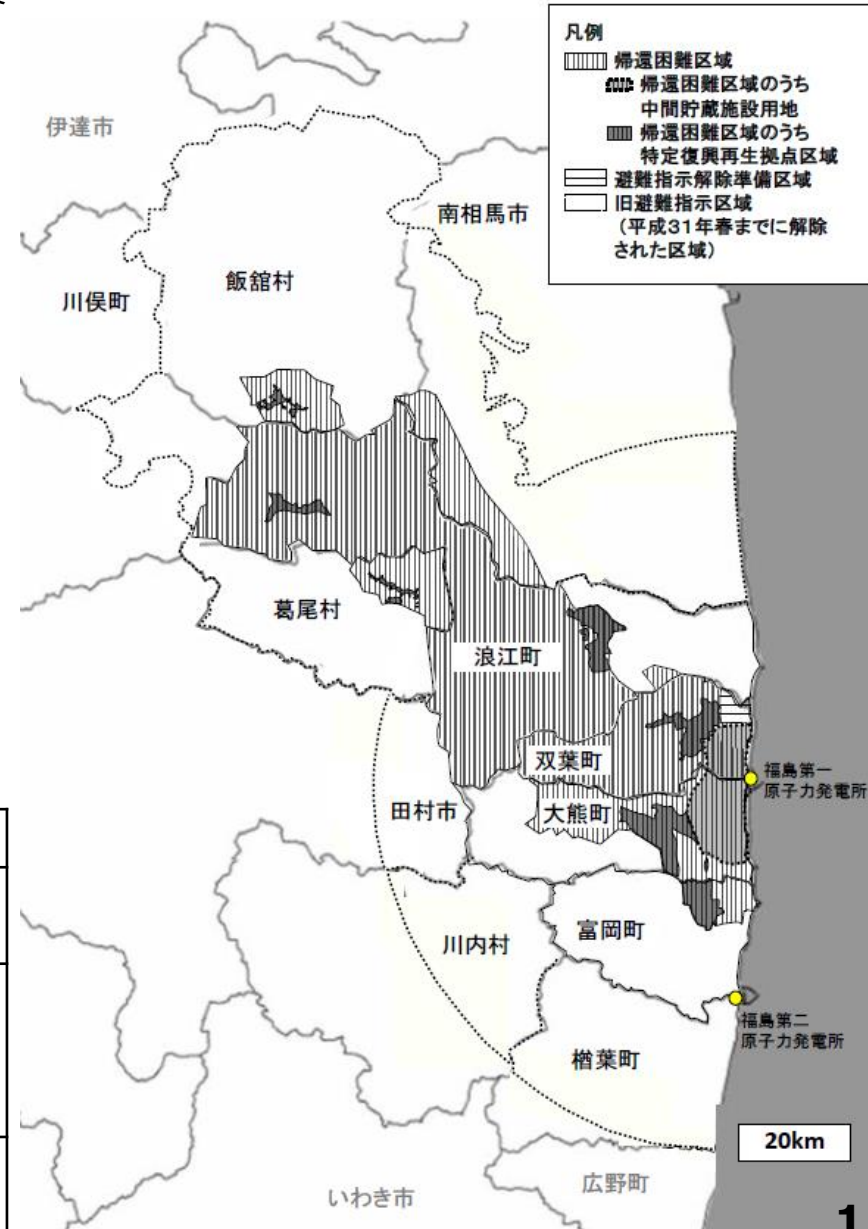
- 平成26年4月1日 : 田村市
- 平成26年10月1日 : 川内村（避難指示解除準備区域を解除、居住制限区域を避難指示解除準備区域に再編）
- 平成27年9月5日 : 楢葉町
- 平成28年6月12日 : 葛尾村\*
- 平成28年6月14日 : 川内村
- 平成28年7月12日 : 南相馬市\*
- 平成29年3月31日 : 川俣町、飯舘村\*、浪江町\*
- 平成29年4月1日 : 富岡町\* ちゅうやしき
- 平成31年4月10日 : 大熊町（大川原・中屋敷地区）

※ 帰還困難区域を除く。

## 「避難指示区域の概要」

区域名	概要
帰還困難区域	5年間を経過してもなお、年間積算線量が20ミリベクトを下回らないおそれがある、現時点で年間積算線量が50ミリベクト超の地域
特定復興再生拠点区域	市町村長が区域の設定及び同区域における環境整備（除染やインフラ等の整備）に関する計画を作成 同計画を内閣総理大臣が認定し、計画に基づく整備事業を実施（計画認定から5年を目途に避難指示解除を目指す）
避難指示解除準備区域	年間積算線量が20ミリベクト以下となることが確実であることが確認された地域

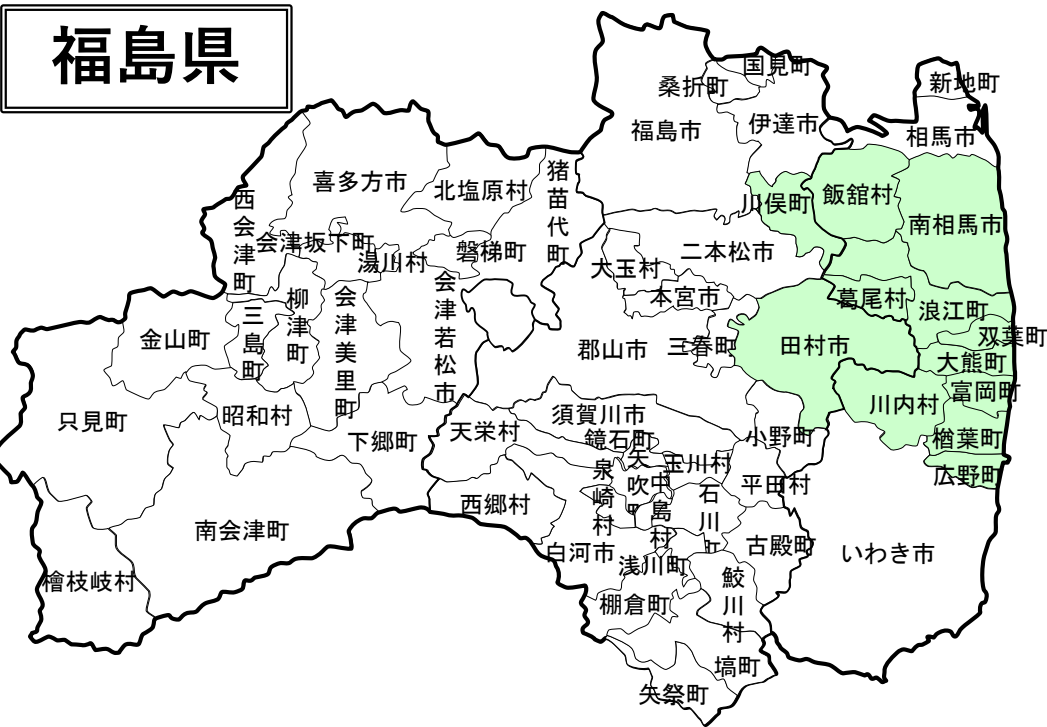
避難指示区域の概念図(2019年4月10日時点)



# 原子力被災12市町村の農業の状況

- 原子力被災12市町村経営耕地総面積20,869haのうち、営農休止面積は、田村市、南相馬市、川俣町の一部面積を除いた17,298ha。
- 1経営体当たりの経営耕地面積は、平均1.8haで全国と比べても小規模。
- 農家数約1万1千のうち、農外所得を主とする農家（副業的農家、準主業農家）が約85%を占める。

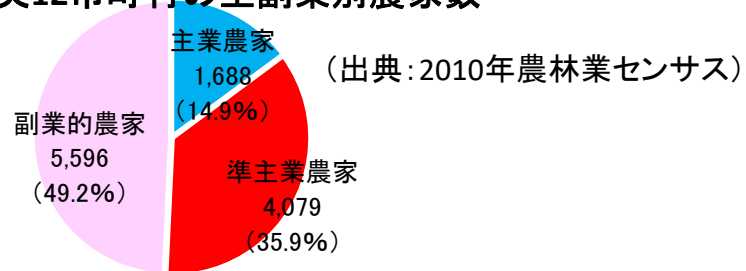
## 福島県



### ○ 経営農地の状況

	経営耕地のある 経営体数	経営耕地 総面積 (ha)	1経営体当たり 経営耕地面積 (a)
広野町	230	269	117
田村市	3,326	3,824	115
楢葉町	442	584	132
葛尾村	239	397	166
川内村	349	605	173
南相馬市	3,052	7,486	245
川俣町	672	816	121
飯館村	763	2,331	305
浪江町	1,030	2,035	198
富岡町	506	864	171
大熊町	480	936	195
双葉町	383	722	189
	(合計)11,472	(合計)20,869	(平均)182

### ○ 原子力被災12市町村の主副業別農家数



(出典: 2010年農林業センサス)

# 原子力被災12市町村の営農再開状況

- 原子力被災12市町村の営農休止面積17,298ha（帰還困難区域2,040haを含む。）のうち、営農再開面積は、5,038ha(約3割)。
- 避難指示解除の時期により営農再開率の格差が生まれ、2極化が進んでおり、営農再開割合の高い市町村は、人・農地プランの作成や農業委員会の活動が進んでいる。一方で、営農再開割合の低い市町村は、人・農地プランの作成や農業委員会の活動など農業振興のベースが不足しており、集中的に対策を講じる必要。

市町村名	営農面積			人・農地プラン数	農業委員会の活動状況	
	休止面積 (ha)	再開面積 (H30) (ha)	再開割合 (%)		利用状況調査	利用意向調査
広野町	269	209	77.7	7	済	済
田村市(都路町)	893	525	58.8	1	済	済
檜葉町	585	85	14.5	0	未	未
葛尾村	398	29	7.3	0	未	未
川内村	605	367	60.7	7※1	済	未
南相馬市	7,289	3,622	49.7	17	済※2	未
川俣町(山木屋地区)	375	115	30.7	1	未	未
飯舘村	2,330	58	2.5	0	未	未
浪江町	2,034	17	0.8	0	未	未
富岡町	861	11	1.3	0	未	未
大熊町	936	0	0	0	未	未
双葉町	723	0	0	0	未	未
合計	17,298	5,038	29.1			

人・農地プラン数は平成31年3月末時点。利用状況調査：農業委員会が毎年1回、農地の利用状況を調査し、遊休農地を確認。利用意向調査：利用状況調査で判明した遊休農地について、農業上の利用の意向等を調査。 ※1 市町村全域の人・農地プラン数。 ※2 帰還困難区域を除いて実施済。

# 避難指示区域等における営農再開の状況

市町村	水稲（）内は令和元年度作付面積				野菜	畜産※	花き等（）内は平成30年度作付面積
	試験栽培	実証栽培	全量生産出荷管理	作付再開			
飯館村				30年産～ (45ha)	避難指示解除準備区域及び居住制限区域で出荷制限解除(29年3月)	肉用牛の飼養実証(28年:1戸)、水田放牧の実証(29年:肉用牛)、原乳出荷制限解除(帰還困難地域を除く)(30年3月)、肉用牛の再開(7戸)、乳用牛育成(1戸)	コギクの実証栽培・販売(29年度)(30a) カスミソウ、トルコギキョウ等の販売(29年度～)(56a)
南相馬市				27年産～ (2,805ha)	避難指示解除準備区域及び居住制限区域で出荷制限解除(28年3月)	実証栽培(26年:飼料作物10a、27年:飼料作物22a)、原乳の出荷制限解除(帰還困難地域を除く)(28年12月)、肉用牛の再開(1戸)、養豚の再開(1戸)	トルコギキョウ生産部会の設立(27年度)(130a) カスミソウの実証栽培・販売(小高区、28年度～)(2a) コギクの販売(小高区、29年度～)(10a)
川俣町				R1年産～ (28ha)	出荷制限解除(28年3月)	肉用牛の飼養実証(28年:2戸)、実証栽培(28年:飼料作物80a)、乳用牛の飼養実証(29年:1戸)、原乳の出荷制限解除(山木屋地区)(30年3月)、肉用牛の再開(1戸)、酪農の再開(1戸)、養豚の再開(1戸)、養鶏の再開(1戸)	トルコギキョウの実証栽培(25年度)、全農家で栽培再開(26年度～)(168a) リンドウの実証栽培(26年度)、販売(27年度～)(15a) アンスリウムの栽培(30年度)(90a)
浪江町				R1年産～ (27ha)	避難指示解除準備区域及び居住制限区域で出荷制限解除(29年3月)	実証栽培(27年:飼料作物、牧草20a、28年:牧草30a)、原乳の出荷制限解除(帰還困難地域を除く)(30年3月)	トルコギキョウの販売(26年度～)(40a) ユーカリの販売(30年度)(30a) カキツバタ、コウホネ、水仙の実証栽培(30年度)(12a)
葛尾村				30年産～ (27ha)	避難指示解除準備区域及び居住制限区域で出荷制限解除(28年3月)	実証栽培(26年:牧草8a、27年:牧草8a)、原乳の出荷制限解除(帰還困難地域を除く)(28年12月)、肉用牛の再開(14戸)、酪農の再開(1戸)、めん羊(1戸)、養鶏(1戸)	トルコギキョウの実証栽培・販売(29年度～)(4a) コチョウランの販売(30年度)(20a)
田村市 (20km圏内)				26年産～ (342ha)	出荷制限解除(25年3月)	実証栽培(27年:牧草22a)、水田放牧実証試験(29年:肉用牛)、原乳の出荷制限解除(福島第一原発から半径20km圏内の区域)(28年12月)、肉用牛の再開(4戸)、養豚の再開(1戸)	リンドウの実証栽培(27年度)、販売(28年度～)(44a)
双葉町				—			水田における地力増進作物の実証栽培(28年度～)(38a)
大熊町		30年産～ (0.16ha)		—	避難指示解除準備区域及び居住制限区域で出荷制限解除(29年3月)		
川内村				26年産～ (205ha)	出荷制限解除(27年2月)	実証栽培(26年:飼料作物3a)、原乳の出荷制限解除(福島第一原発から半径20km圏内の区域)(28年12月)、肉用牛の再開(1戸)	トルコギキョウの実証栽培・販売(25年度～)(15a) リンドウの実証栽培(26年度)、販売(27年度～)(50a)
富岡町				R1年産～ (16ha)	パレイシヨの実証栽培(27年度～) 避難指示解除準備区域及び居住制限区域で出荷制限解除(29年3月)	実証栽培(28年:飼料作物12a)、原乳の出荷制限解除(帰還困難地域を除く)(30年3月)	
檜葉町				29年産～ (175ha)	出荷制限解除(27年2月)	実証栽培(26年:牧草30a、27年:牧草30a)、肉用牛の飼養実証(28年:1戸)、乳用牛の飼養実証(28年:1戸)、原乳の出荷制限解除(福島第一原発から半径20km圏内の区域)(28年12月)、肉用牛の再開(3戸)、酪農の再開(1戸)	トルコギキョウ等の実証栽培・販売(27年度～)(33a)
広野町				26年産～ (147ha)	出荷制限解除(23年11月)	原乳の出荷制限解除(23年10月)	キクの販売(25年度～)(10a) コギク等の実証栽培・販売(26年度～)(11a)

(注) このほか、川内村で、25年産からそばの作付が再開されている。(平成28年産の作付面積79ha)  
 ※ 畜産の営農再開(営農再開に向けた取組を含む)に係る戸数はR1.9.30現在(東北農政局震災復興室だより第32号から集計)。その他はH31.1末現在。  
 ※ 水稲面積は福島県からの聞き取りによる。(R2.2月)

# 原子力被災12市町村の農業者の営農再開状況及び意向

- 原子力被災12市町村の農業者のうち、認定農業者は、既に多くの者が営農再開（61.7%）しており、加えて営農再開の意向がある農業者（23.4%）も多い。（計85%）
- 一方で、認定農業者以外の農業者は、多くが営農再開未定又は再開意向なし（56.9%）となっており、担い手の確保が極めて重要な課題。

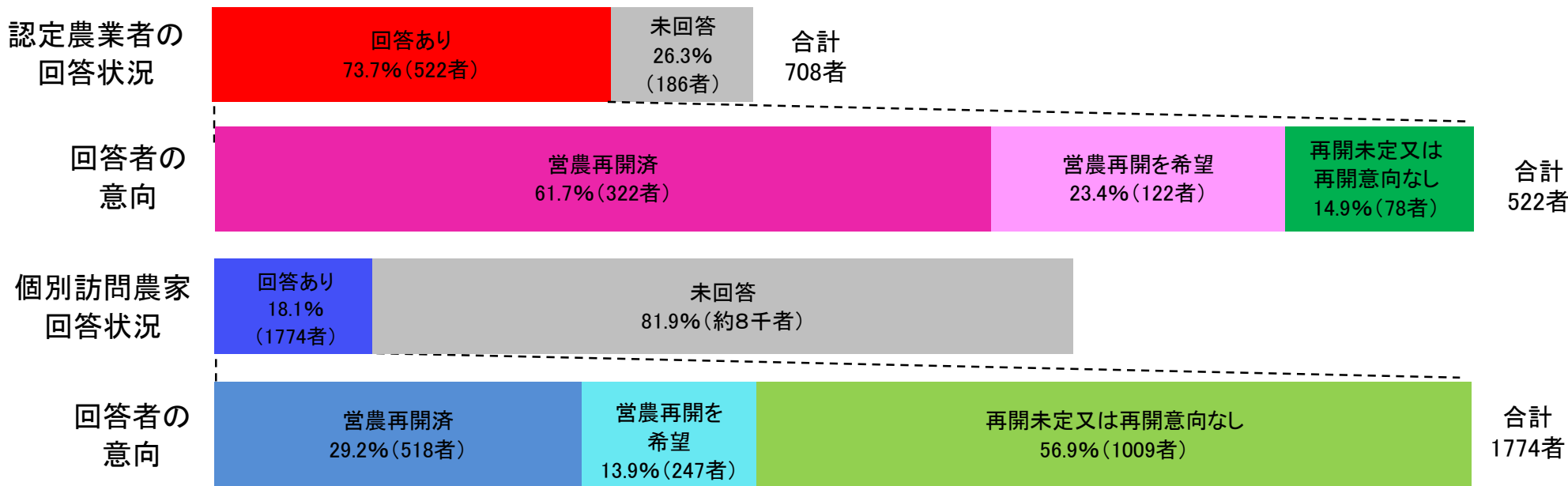


表 個別訪問農家のうち再開未定又は再開意向なしの農業者（1009者）の農地の活用意向

課題（理由）	者数	割合
既に出し手となっている	85者	8%
出し手となる意向あり	739者	73%
出し手となる意向なし	72者	7%
耕作予定のない農地なし	75者	7%



# 原子力被災12市町村の農地・農業用施設の整備状況 (H30年度末)

- 営農休止面積17,298haから、帰還困難区域（約2,040ha）と農地転用（約1,440ha）を除いた約1万4千haのうち、約半数は、農地復旧・整備が実施・検討されているが、帰還率の低い検討中の地域では実施に向けた調整が課題。
- 残りの約7千ha（下図赤枠部分）について、
  - ① 基盤整備が未実施の条件の悪い農地では、不在地主化が進み営農再開が課題となっているほか、
  - ② 整備済みの農地であっても、将来の営農展開に合わせた再整備が必要となることもある。

## 原子力被災12市町村の農地の復旧・整備

### 津波被災地の農地整備 (約2,850ha)

営農休止面積 17,298 ha (H23.12時点)



### 農業再生の加速化のための農地整備 (約5,450ha)

農家の帰還状況等を踏まえ、担い手の確保と持続的経営が可能となる農地の大区画化・汎用化を行い、高収益作物への転換や生産性の向上を促進。

農家の帰還状況等を踏まえ、きめ細かなほ場レベルの整備を支援。  
(暗きょ排水、畦畔除去、客土等)

※福島県による各市町村聴き取りを基に集計  
 ※特定復興再生拠点で実施予定のほ場整備面積は「農地復旧+整備」「農地整備」の内数。  
 ※農地転用等面積のうち、太陽光発電施設への転用は731ha。

- 福島県やJA福島中央会との意見交換を実施し、課題やニーズを把握。
- また、原子力被災12市町村を東北農政局が巡回し、各首長等と意見交換を実施し、地元の課題やニーズをきめ細やかに把握。

## 福島県及びJA福島中央会との意見交換

- 福島県及びJA福島中央会ともに、第一に地元の担い手の育成、次に外部（法人を含めて）の担い手の参入が必要との意見（現行の帰還事業の継続は必須）
- 市町村行政に農業の専門家が不足（サポート体制の構築が必須）。
- 農業者に対して、具体的なビジョンやモデルを示すことが必要。広域ビジョン作成等の横連携も必要。
- 双葉地区は特に、兼業農家等が多く、農地の集積や担い手の確保が重要。
- 農業労働力の確保が困難で住宅問題や賃金の補填の問題への対応が必要。
- 農林水産業の再開には、風評被害対策も重要。

【参考】スケジュール ・ 令和元年5月9日 JA福島中央会と意見交換 ・ 5月15日 福島県及びJA福島中央会と意見交換

## 原子力被災12市町村との意見交換

- 米の生産だけでなく、畑作物も含め他の作物の生産も考えたい。
- 死亡等による所有者不明農地があると農地の集積が難しい。
- 8年が経過し、高齢農業者の営農再開は困難になっており、新たな人材を探して支援する必要がある。
- 再開した経営体の後に続く経営体がない。米中心の兼業農家は8年経ち後継者がいない。
- 営農再開農家の元気な姿を見せることで未再開農家のモチベーションを上げていきたい。
- 旧避難指示区域外も含め、一体的な支援をお願いしたい。
- 農地の整備やプランニング等の推進にあたり人的支援が欲しい。
- オリ・パラのビクトリーフラワーとして町内栽培のアンズリウム（花き）を活用して欲しい。
- 被災地向けの事業について、復興創生期間以降も継続して欲しい。



- 福島県営農再開支援事業、被災地域農業復興総合支援事業、原子力被災12市町村農業者支援事業により、農業関連インフラの復旧、除染後農地等の保安全管理から作付実証、農業用機械・施設等の導入支援、新たな農業への転換まで、一連の取組を切れ目なく支援。

**農地除染**  
(帰還困難区域以外は完了)

	田村市	楡葉町	川内村	大熊町	葛尾村	川俣町	飯舘村	南相馬市	浪江町	富岡町	双葉町
対象面積 (ha)	140	830	130	170	570	610	2,400	1,600	1,400	750	100
農地除染の進捗率 (%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

↓  
**営農再開に向けた**

**条件整備**

↓  
**営農再開**

- ◆ **農地、農業水利施設等のインフラ復旧**
    - 農地、農業水利施設等の災害復旧に対して支援、技術者の派遣
  - ◆ **除染後農地等の保安全管理 - ※**
    - 除染後から営農再開まで、農地、畦畔等における除草等の保安全管理に対して支援
  - ◆ **鳥獣被害防止対策 - ※**
    - 一斉捕獲活動や侵入防止柵等の設置に対して支援
  - ◆ **営農再開に向けた作付実証 - ※**
    - 農産物が基準値を下回っていることを確認するための作付実証に対して支援
  - ◆ **管理耕作 - ※**
    - 避難等により営農再開が見込めない農地の受託組織等による管理耕作（営農再開としてカウント）に対して支援
  - ◆ **放射性物質の吸収抑制対策 - ※**
    - カリ質肥料の施用の実施を支援
  - ◆ **農業用機械・施設等の導入支援**
    - 市町村のリース方式による農家負担無しの農業用機械・施設の導入を支援（被災地域農業復興総合支援事業）
    - 営農再開する農家に対して、農業用機械・施設の導入等を支援（原子力被災12市町村農業者支援事業）
- 新たな農業への転換**
- 経営の大規模化や施設園芸への転換等、新たな農業への転換を支援

**令和2年度予算概算決定**

- ・ 福島県営農再開支援事業 - ※  
    予算総額362億円（基金事業）
- ・ 被災地域農業復興総合支援事業  
    791億円の内数
- ・ 原子力被災12市町村農業者支援事業  
    予算総額79億円（基金事業）